

白山市議会政務活動費の交付等に関する条例

平成17年3月30日

条例第232号

改正 平成20年 3月 3日 条例第 1号

平成20年 9月 9日 条例第42号

平成24年12月20日 条例第68号

平成28年12月20日 条例第54号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、白山市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務活動費の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、白山市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月の1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額6万円を交付する。

2 政務活動費は、4月から9月まで(以下「前期」という。)の分と10月から翌年3月まで(以下「後期」という。)の分の2回に分け、4月に前期分を、10月に後期分をそれぞれ当該月の25日(その日が白山市の休日を定める条例(平成17年白山市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その翌日)に交付する。ただし、前期又は後期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 前期又は後期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員は、前期又は後期の途中において議員でなくなった場合は、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。
（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。
（収支報告書等の提出）

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、別記様式により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（次項において「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書等の証拠書類（次項において「証拠書類」という。）を添えて議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員は、議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。
（政務活動費の返還）

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。
（収支報告書等の保存）

第8条 議長は、第6条の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
（透明性の確保）

第9条 議長は、第6条の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行い、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保に努め

るものとする。

(収支報告書等の写しの閲覧)

第10条 何人も、議長に対し、別に定めるところにより、第8条の規定により保存されている収支報告書等の写しの閲覧を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による請求があったときは、非公開情報（白山市情報公開条例（平成17年白山市条例第11号）第6条各号のいずれかに該当する情報をいう。）が記録されている部分を除き、収支報告書等の写しを閲覧に供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白山市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月9日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 12 月 20 日条例第 54 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後に提出される収支報告書等について適用し、同日前に提出された収支報告書等については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費
広 報 費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等の各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
会派共用費	所属する会派において議員が共同で使用するために要する上記項目に該当する経費
その他の経費	上記以外の経費で議員が行う政務活動に必要な経費

（あて先）白山市議会議長

議員名 ⑩

年度政務活動費収支報告について

白山市議会政務活動費の交付等に関する条例第6条の規定により、次のとおり収支報告します。

1 収入

政務活動費 _____円

2 支出

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費		
事 務 所 費		
会派共用費		
その他の経費		
合 計		

3 残額 _____円